

各種手当等の取扱いについて【平成31年2月】(参考)

※構成組合から照会のあった各種手当等について、全国市町村職員共済組合連合会において、支給形態等の情報等を基に、整理してみたものです(あくまでも目安です。)。根拠条例等の詳細や実情によっては、全国市町村職員共済組合連合会の整理と異なる取扱いの方が妥当となる場合もあるかもしれません。所属所等において根拠条例等や実態を確認した上で判断してください。

(1)「報酬」及び「期末手当等」のいずれにも属しないと考えるもの

名称	支給形態		理由	固定的給与／非固定的給与	
	支給期	詳細			
旅費・市内旅行旅費・食卓料・日当	適宜	実費、定額支給、食料を支給。			
電話借上料	適宜	選挙の際投票所間の連絡の為に私物の携帯電話を使用した職員に支給	実費弁償的なもの		
電話代	毎月	帰宅後業務対応のために自宅の電話を使う医師に対し、毎月1,000円支給			
選挙の立会に対する謝礼金	適宜	選挙に立ち会った場合に支給。公務員でなくても支給される。	労務の対償として受ける給料、手当ではない。		
児童手当	四半期	2～5月分を6月に支給、6月～9月分を10月に支給、10月～1月分を2月に支給。※4ヶ月ごとに支給。	児童手当法の給付であり、地方自治法の手当に該当しない。		
労組専従職員に対する役員手当等	毎月	労組から支給	休職中のため従前の報酬で算定		
災害派遣手当	適宜	災害復旧のため、派遣された職員が住所を離れて滞る場合に派遣先団体から支給される手当。 3,970円(～6,820円)×滞在日数を当月若しくは翌月支給。 ただし派遣元の業務により帰任旅費が支給される場合は減額される。	地方自治法「災害派遣手当」に該当		
〇〇衛生組合管理者等の給料 〇〇斎場組合管理者等の給料 〇〇競艇管理者等の給料	毎月	該当市長、副市長等に対し、毎月定額又は年度末1回支給。	〇〇組合等の非常勤職員と考えられ、地共済法上の職員ではない。		
選挙事務手当(選管が支給)	適宜	選挙事務に従事した際、通常の給与支給機関からではなく選挙管理委員会から時間外手当として支払われる。			
投票管理者報酬	適宜	選挙が実施されたとき、一般職に対しては時間外手当が支給されるが、管理職にはそれがないため当該報酬が支給される。			
競輪場の補助の手当(競輪場が支給)	適宜	競輪の開催日に手付った場合、時間外手当的な扱いで開催の特別手当が支給される。(市からではなく競輪場から支給)	特別の条例等により臨時的に支給されるものと考えられる。		
災害の際の時間外手当(臨時)	適宜	大雨等の災害時に通常の時間外手当とは別に臨時の時間外手当が支給される。			
災害の際の時間外手当(消防が支給)	適宜	災害の際時間外手当が通常の給与支給機関からではなく消防から支払われる。			
統計調査手当	適宜	通常は国や県の統計調査に従事した調査員に支払うものだが、職員が時間外に調査を行う場合があり、その際に支払われる。			

(2)「報酬」又は「期末手当等」に含まれると考えるもの

経過措置差額(現給保障)		10名に対し1ヶ月ごとに支給(※金額は人によって異なる)	「給料」に該当	固定	
調整額		病院事業管理者(市で4病院を管理している)の給料月額に100分の25を乗じた額。		固定	
管理職手当加算分	四半期	職務の繁忙度、困難度等に応じて四半期ごとに支給する。支給額はひと月ごとに変動する。		非固定	一月ごとの額を算定
管理職員等能率手当	四半期	職務の繁忙度、困難度等に応じて四半期ごとに支給する。支給額はひと月ごとに変動する。	地方自治法「管理職手当」に該当	非固定	一月ごとの額を算定
管理職手当(加算分)	毎月	職員の職務の級、勤務の状況、管理職員特別勤務手当の支給状況等を考慮し、理事長が定め、毎月支給。支給額はひと月ごとに変動しない。		固定	
病理細菌検査業務手当	毎月	毎月勤務日数がその月のうち12日以上の場合に支給	国家公務員では「給料の調整額」で扱われているが「特殊勤務手当」とも考えられる。	非固定	
放射線業務手当	毎月	毎月勤務日数がその月のうち12日以上の場合に支給	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
救急業務手当	毎月				
理学療法業務手当	毎月				
給食業務手当	毎月				
助産師業務手当	毎月				
看護業務手当	毎月				
中央材料室業務手当	毎月				
人工透析業務手当	毎月				
訪問看護ステーション(特勤手当)	毎月				
ごみ焼却場(特勤手当)	毎月				
斎苑(特勤手当)	毎月				
衛生センター(特勤手当)	毎月				
時間帯較差手当	毎月	月額(6月は30,500円支給)1回の時間が1～2時間で、月に3回以上3,000円(3回未満半額)、1回の時間が2時間以上で、月に3回以上5,000円(3回未満半額)	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
医務手当(特殊勤務手当)	毎月	(医師の)職位に応じた月額。ただし、月の勤務日数が規程を下回る場合は、下回った日数に応じた額を減額	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
月額特殊勤務手当	毎月	毎月の勤務実績に基づいて支給されるものと、業務内容により毎月一定額が支給されるものが混在している。	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
医師手当	毎月	月額支給によるものと実績に応じて支給するものを合わせて支給	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
診療手当	毎月	保険診療分に応じて30日ごとに支給	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
医師特別調整手当	毎月	勤務を要する日数の1/2以上勤務した場合翌月支給(金額は定額)	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
診療科特別手当	毎月				
産科手当	毎月	産科・婦人科の医師が分娩に関する業務に従事した場合 1月につき医長以上100,000円(産婦人科常勤医師が1名の場合150,000円)、副医長以上80,000円(産婦人科常勤医師が1名の場合130,000円)(医師の人数によって支払額が変わる)	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	
能率手当	四半期	特に精神的な緊張を強いられる勤務、作業の質的な困難性が高い勤務、特に時間的な負担が掛かる勤務等に従事し、高度の能率を上げた職員に対して、1の年度を通じて給料月額の12倍の100分の25を超えない範囲内において支給することができ、四半期ごとに支給。支給額は、基本部分は一定額でひと月ごとに変動しない。(ただし四半期ごとに査定によって5万円加算される者が10名選ばれる。)	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	一月ごとの額を算定
除雪した際の手当(特殊勤務手当)	12～3月	担当部署の職員が除雪及び排雪作業に従事することに対し、12月から3月までの4か月間定額が支給される。	地方自治法「特殊勤務手当」に該当	非固定	7/1前1年間に支給された総額を12で除す
日直手当	四半期	(1回4,200円) 4～6月分を7月に支給 3か月分合計243,000円(6月分は75,600円)	地方自治法「宿日直手当」に該当	非固定	一月ごとの額を算定
通勤手当(高速料金)	毎月	毎月勤務日数に応じて往復分の高速料金を支給	地方自治法「通勤手当」に該当	非固定	
定着手当	毎月	医師確保を目的に、医療職の職員に対し、職員ごと評価し、30万円の範囲内でランク付けにより支給		固定	
出勤手当	適宜	消防組合の職員が出動し、活動に従事した場合に支給		非固定	
文書手当	適宜	医師が診断書を書いた場合、診断書1枚に対し500円支給		非固定	
時間外手当	四半期	4月(1月～3月分)・7月(4月～6月分)・10月(7月～9月分)・1月(10月分～12月分)支給	地方自治法「時間外勤務手当」に該当	非固定	一月ごとの額を算定
選挙手当(時間外勤務手当)	適宜	選挙が実施されたとき、当該事務に対して支給される時間外手当で、月次給与とは別に支給(条例・規程等の定めなし)	通常の時間外勤務手当と区分できないのであれば、報酬に含み、分けられるのならば除く。	非固定	区分できれば除く
消防協会への在職派遣者に係る報償費	毎月	毎月主幹55,000円、副主幹35,000円支給		固定	
派遣先で支払われる非固定的給与	毎月	派遣先の所属所で支給		非固定	
後期研修資金	毎月	医療職で採用後3年間勤務している常勤職員(一般組合員)に、毎月22万円を支給。給与明細においては「その他手当」として記載している。引き続き所属所において勤務する場合は、返還が全額免除される。貸与規程において規定されている。課税対象となる。	返還の免除をもって、労働の対償と捉え、返還免除となる月の報酬と考える。	固定	
医療職員修学資金の貸付	毎月	医療職員が看護学校に入学した場合、月10～15万円の貸付を受けられる。市立病院に就職すれば返還は免除される。(市立病院の給料が20万円、本来返還すべき月額10万円とすると、給料の額面は30万円となるが、10万円は市立病院に返したものと本人には20万円しか支払われない。課税対象は30万円となる。)	返還の免除をもって、労働の対償と捉え、返還免除となる月の報酬と考える。	固定	

職員住宅		職員住宅を貸与 現物支給		固定	現物給与に該当するか、条例を確認
官舎の貸与		毎月67,000円		固定	
職員公舎		文化庁派遣職員に貸し出し	条例に基づく現物給付であれば報酬に含まれるが、条例等に基づかなければ報酬に含まれない。	固定	
住居手当		総務省へ派遣している職員に住居を貸与し、その使用料として住居使用料を当該職員から支払われている。		固定	
住居の貸与		派遣受入先が住居を無償で貸与している。		固定	
選挙管理委員会から支給される給料	毎月	所属所長から選挙管理委員会へ出向を命じられ、選挙管理委員会から事務局長、書記長、書記を命じられて選挙管理委員会から支給される給料		固定	
消防職員の通勤手当	毎月	支所が2箇所あり、各支所での勤務日数に応じて通勤手当が支給される。		非固定	
派遣先団体で支給される食事代	適宜	派遣先団体で支給される食事代(毎月6,500円)	条例に定めがあれば報酬に含まれる。	固定	
労組専従職員に対する期末手当等	年2回	労組から支給	労組から支給を受ける給与等に相当するものうち期末手当等に相当する給与の額に基づいて算定(運用方針第114条関係第1項・第2項第9号)		期末手当等
貢献手当(特殊勤務手当)	年2回	(医療職の半年の勤務実績)に対して考課を行い、考課点上位者に対し、規程に定める手当支給総額の範囲内で分配する			期末手当等
業績手当	年2回	病院管理者に、病院の業績に応じて年2回支給する。	3月を超える期間ごとに支給される手当に該当		期末手当等
貨物取扱手当	年2回	年間貨物収益の5%を3月(概算)、10月(実績)の2回に分けて支給(参考) H25.3月: 60,000円(10,000円×6人)、H25.10月: 44,304円(7,384円×6人)			期末手当等